

エリアサポート体制 エリア拠点校設置要領

第1 趣旨

この要領は、本県が独自に構築したエリアサポート体制に基づくエリア拠点校（以下、拠点校とする）の指定及び拠点校のエリアコーディネーターの配置等に関して、実施要綱に定めるもののほか、実施に必要な事項を定めるものとする。

第2 エリア拠点校の指定

県教育委員会が実施要綱の第8条に基づき行う拠点校の指定については、各エリアに公立小・中学校・義務教育学校の中から、エリア内の特別支援教育推進の拠点となる学校を指定する。この場合、あらかじめ県教育委員会とエリア内の市町村とが協議するものとする。

第3 エリア拠点校を指定する期間

拠点校を指定する期間は原則として1年間とするが、更新を妨げない。

第4 エリアコーディネーターの配置

実施要綱第8条に基づくエリアコーディネーターの配置については、以下の各号のとおりとする。

- (1) エリアコーディネーターは、拠点校の校長が所属教諭の中から任命し、拠点校を設置する市町村教育委員会及び県教育委員会に報告する。
- (2) エリアコーディネーターは、各拠点校に1名任命するものとする。
- (3) エリアコーディネーターは、特別支援教育コーディネーターとして専門的な知識、高いコンサルテーション能力及び経験を有する者を任命するものとする。

第5 エリアコーディネーターの職務

エリアコーディネーターの職務は、次の各号に掲げる内容とする。

なお、エリアコーディネーターが所属する拠点校外で職務を行う場合は、別に定めるところにより、当該拠点校校長が派遣するものとする。

- (1) 拠点校の校内支援体制の充実
校長の指示の下、拠点校の支援体制の充実に当たるとともに、広く成果を発信する。
- (2) エリア内の小・中・義務教育学校等の校内支援体制の充実のための支援
関係市町村教育委員会及び当該エリアを管轄する県教育庁教育事務所の指導の下、小・中・義務教育学校長の要請に応じてエリア内の小・中・義務教育学校等を巡回し、段階的な校内支援体制の充実に関する助言等の支援を行う。
- (3) エリア内の小・中学校等の教職員に対する支援
関係市町村教育委員会及び当該エリアを管轄する県教育庁教育事務所の指導の下、小・中・義務教育学校長の要請に応じてエリア内の小・中学校等を巡回し、主として通常の学級担任や通級による指導を担当する教員の特別支援教育に係る指導の充実に関する助言等の支援を行う。
- (4) エリア内の特別支援教育に関する研修への支援
エリアコーディネーターは、当該エリアの県教育庁教育事務所及び各市町村教育委員会と協力し、エリア内で行うエリア研修を、特別支援学校のチーフコーディネーター等と連携して実施する。
- (5) 校種間の連携推進への支援

エリアコーディネーターは、当該エリアの県教育庁教育事務所の要請のもと、エリア内で開催するエリアサポート推進協議会作業部会に出席し、特別支援学校のチーフコーディネーター及び通級拠点校エリメンター並びに高等学校通級拠点校通級担当者、幼稚園等モデル園担当者等と連携しながらエリアの課題解決に取り組む。

第6 配慮事項

拠点校の校長は、次の各号に掲げる事項について配慮するものとする。

- (1) エリアコーディネーターとしての職務を円滑に遂行できるよう校務運営に配慮するものとする。
- (2) エリアコーディネーターは、原則として拠点校の特別支援教育コーディネーターを兼務しない。
- (3) 負担軽減を考慮し、巡回相談への対応について調整を行う。また、エリアコーディネーターの授業の持ち時数は特別支援学級の授業又は通級による指導に限り週当たり10時間以下を原則とする。なお、拠点校の実情により持ち時数が週当たり10時間をこえる場合には、エリア拠点校の校長が、拠点校を設置する市町村教育委員会及び県教育庁特別支援教育課と協議の上決定する。

第7 報告

拠点校の校長は、実績を月別報告書（様式1）により、その翌月の指定期日までに拠点校を設置する市町村教育委員会、当該エリアを管轄する県教育庁教育事務所を経て県教育庁特別支援教育課に電子データ（エクセル形式）で提出するものとする。ただし、3月においては、3月中に月別報告書（様式1）を電子データ（エクセル形式）で提出する。

第8 経費

エリアコーディネーターが小・中・義務教育学校長の要請を受けて巡回支援を実施する際の旅費については、エリアサポート体制旅費から支出する。その他、必要な経費については、別に定め、県教育庁特別支援教育課の事業予算の範囲で支出する。

第9 その他

収集した情報は、個人のプライバシーに関するため、資料の取扱及び管理については、厳重に対処することとする。

附則

この要領は、令和5年4月1日より施行する。